

大阪エコ農産物認証事業実施要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1 [略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2 エコ農産物とは、次の(1)から(3)をすべて満たす農産物をいう。 (1) 農薬(有機農産物の日本農林規格において使用可能な農薬を除く。以下同じ)、化学肥料 <u>(肥料のうち化学合成されたものをいう。以下同じ)</u> について、知事が別に定める栽培基準の上限延べ成分回数、上限使用量を超えないで栽培され、第7の確認を受けていること</p> <p>第2(2)～第12 [略]</p> <p>(認証の取消)</p> <p>第12 不正な行為を認めたとき、知事は認証を取り消す等の適切な措置を講ずることができる。 2 知事が <u>前項の措置を行った</u> 時は、<u>故意・悪質でない</u>と認められる場合を除き、その後3年間認証を受けることができない。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は平成13年12月10日から施行する。 この要綱は平成14年12月9日から施行する。 この要綱は平成15年11月19日から施行する。 この要綱は平成16年6月14日から施行する。 この要綱は平成16年10月15日から施行する。 この要綱は平成17年5月18日から施行する。 この要綱は平成24年2月1日から施行する。 この要綱は平成25年2月28日から施行する。 この要綱は平成28年11月17日から施行する。 この要綱は平成29年12月19日から施行する。 <u>この要綱は平成30年12月3日から施行する。</u></p>	<p>第1 [略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2 エコ農産物とは、次の(1)から(3)をすべて満たす農産物をいう。 (1) 農薬(有機農産物の日本農林規格において使用可能な農薬を除く。以下同じ)、化学肥料について、知事が別に定める栽培基準の上限延べ成分回数、上限使用量を超えないで栽培され、第7の確認を受けていること</p> <p>第2(2)～第12 [略]</p> <p>(認証の取消)</p> <p>第12 不正な行為を認めたとき、知事は認証を取り消す等の適切な措置を講ずることができる。 2 知事が認証を取り消した時は、栽培責任者の過失がないと認められる場合を除き、その後3年間認証を受けることができない。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は平成13年12月10日から施行する。 この要綱は平成14年12月9日から施行する。 この要綱は平成15年11月19日から施行する。 この要綱は平成16年6月14日から施行する。 この要綱は平成16年10月15日から施行する。 この要綱は平成17年5月18日から施行する。 この要綱は平成24年2月1日から施行する。 この要綱は平成25年2月28日から施行する。 この要綱は平成28年11月17日から施行する。 この要綱は平成29年12月19日から施行する。</p>

大阪エコ農産物認証事業実施要綱の運用細則 新旧対照表

新	旧
<p>第1～第12 [略]</p> <p>附 則</p> <p>この細則は平成13年12月10日から施行する。 この細則は平成14年12月9日から施行する。 この細則は平成15年11月19日から施行する。 この細則は平成16年6月14日から施行する。 この細則は平成16年10月15日から施行する。 この細則は平成17年5月18日から施行する。 この細則は平成18年10月27日から施行する。 この細則は平成19年6月11日から施行する。 この細則は平成21年4月16日から施行する。 この細則は平成24年2月1日から施行する。 この細則は平成25年2月28日から施行する。 この細則は平成25年5月29日から施行する。 この細則は平成25年9月24日から施行する。 この細則は平成26年6月3日から施行する。 この細則は平成26年9月18日から施行する。 この細則は平成28年11月17日から施行する。 この細則は平成29年7月31日から施行する。 この細則は平成29年12月19日から施行する。 この細則は平成30年6月4日から施行する。 <u>この細則は平成30年12月3日から施行する。</u></p>	<p>第1～第12 [略]</p> <p>附 則</p> <p>この細則は平成13年12月10日から施行する。 この細則は平成14年12月9日から施行する。 この細則は平成15年11月19日から施行する。 この細則は平成16年6月14日から施行する。 この細則は平成16年10月15日から施行する。 この細則は平成17年5月18日から施行する。 この細則は平成18年10月27日から施行する。 この細則は平成19年6月11日から施行する。 この細則は平成21年4月16日から施行する。 この細則は平成24年2月1日から施行する。 この細則は平成25年2月28日から施行する。 この細則は平成25年5月29日から施行する。 この細則は平成25年9月24日から施行する。 この細則は平成26年6月3日から施行する。 この細則は平成26年9月18日から施行する。 この細則は平成28年11月17日から施行する。 この細則は平成29年7月31日から施行する。 この細則は平成29年12月19日から施行する。 この細則は平成30年6月4日から施行する。</p>

大阪エコ農産物認証事業実施要綱の運用細則 新旧対照表

様式第1号

<様式第1号>
大阪エコ農産物生産計画認証申請書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

(集団名) _____
 栽培責任者氏名※1 _____ 印
 栽培者氏名※2 _____
 住所(所在地) _____ (市・町・村) _____

 電話番号 _____ () _____

※1 自署の場合、押印は省略可
 ※2 栽培者は栽培責任者の家族のみとする。(集団申請は記載不要)

大阪エコ農産物認証事業実施要綱第6の規定に基づき、別添のとおり大阪エコ農産物生産計画の認証と認証マークの使用を申請します。
 なお、認証を受けるに当たっては、大阪府認証エコ農産物 自己点検シート(大阪版簡易GAP)に則って大阪エコ農産物を生産するとともに、大阪エコ農産物認証事業実施要綱を遵守します。

また、認証後、本制度のPRを目的として、認証内容(氏名、申請品目、市町村名)について大阪府ホームページで公開することに同意するとともに、消費者等から当生産計画に係る情報等に関する照会があった場合においても、府や推進協議会が公開することに同意します。

但し、認証内容については、下記にチェックがある場合には公開に同意しません。

上記、大阪府ホームページで認証内容(氏名、申請品目、市町村名)を公開することについては同意しません。

(別添書類)
 1 大阪エコ農産物生産計画書・・・・・・別紙1～3
 2 「ほ場位置図」(新規申請のみ)
 3 大阪府認証エコ農産物 自己点検シート

新

様式第1号

<様式第1号>
大阪エコ農産物生産計画認証申請書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

(集団名) _____
 栽培責任者氏名※1 _____ 印
 栽培者氏名※2 _____
 住所(所在地) _____ (市・町・村) _____

 電話番号 _____ () _____

※1 自署の場合、押印は省略可
 ※2 栽培者は栽培責任者の家族のみとする。(集団申請は記載不要)

大阪エコ農産物認証事業実施要綱第6の規定に基づき、別添のとおり大阪エコ農産物生産計画の認証と認証マークの使用を申請します。
 なお、認証を受けるに当たっては、大阪府認証エコ農産物 自己点検シート(大阪版簡易GAP)に則って大阪エコ農産物を生産するとともに、大阪エコ農産物認証事業実施要綱を遵守します。

また、認証後、本制度のPRを目的として、認証内容(氏名、申請品目、市町村名)について大阪府ホームページで公開することに同意するとともに、消費者等から当生産計画に係る情報等に関する照会があった場合においても、府や推進協議会が公開することに同意します。

但し、認証内容については、下記にチェックがある場合には公開に同意しません。

上記、大阪府ホームページで認証内容(氏名、申請品目、市町村名)を公開することについては同意しません。

(別添書類)
 1 大阪エコ農産物生産計画書・・・・・・別紙1～3
 2 「ほ場位置図」(新規申請のみ)
 3 大阪府認証エコ農産物 自己点検シート

旧

大阪エコ農産物認証事業実施要綱の運用細則 新旧対照表

様式第2号 [略]
様式第4号

<様式第4号>
大阪エコ農産物生産中止届出書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

(集団名) _____
栽培責任者 _____ 印
住 所(所在地) _____ (市・町・村)

電話番号 _____ () _____

平成 年 月 日付で認証された大阪エコ農産物生産計画について、大阪エコ農産物認証事業実施要綱第11の規定に基づき、下記のとおり中止を届出します。

記

認 証 番 号	
作 物 名	
生 産 ほ 場	
中 止 理 由	<ul style="list-style-type: none"> ・作業が遅れたため ・病害虫被害のため ・ほ場の準備、確保ができなかったため ・鳥獣害被害のため ・生育不良のため ・傷病、体調不良等のため ・天候不良のため ・農薬基準オーバー※ ・肥料基準オーバー ・その他()

・中止理由を選択ください。その他の場合は、()内に中止理由を具体的に記入ください。
※栽培中の生産者自身によるドリフト、農機具洗浄不足による残留等もカウントします。

新

様式第2号 [略]
様式第4号

<様式第4号>
大阪エコ農産物生産中止届出書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

(集団名) _____
栽培責任者 _____ 印
住 所(所在地) _____ (市・町・村)

電話番号 _____ () _____

平成 年 月 日付で認証された大阪エコ農産物生産計画について、大阪エコ農産物認証事業実施要綱第11の規定に基づき、下記のとおり中止を届出します。

記

認 証 番 号	
作 物 名	
生 産 ほ 場	
中 止 理 由	<ul style="list-style-type: none"> ・作業が遅れたため ・病害虫被害のため ・ほ場の準備、確保ができなかったため ・鳥獣害被害のため ・生育不良のため ・傷病、体調不良等のため ・天候不良のため ・農薬基準オーバー ・肥料基準オーバー ・その他()

・中止理由を選択ください。その他の場合は、()内に中止理由を具体的に記入ください。

旧

大阪エコ農産物認証事業実施要綱の運用細則 新旧対照表

様式第5号の1～第6号の3 [略]

様式第7号

<様式7号>
大阪府認証エコ農産物 自己点検シート(大阪簡易GAP)

申請者名:		チェックの 申請時/報告時	
項目			
1 効果的・効率的な防除【必須】			
①	効果的かつ効率的な防除のため、生物農薬の利用やべたがけ等、環境にやさしい防除技術の積極的な利用や、病害虫の発生予測情報を活用する。		
②	農薬を使用するときは、ラベルの使用法を確認し、記載された内容に従って使用する。 (農薬取替法の遵守)		
③	風の強い日には農薬散布を控え、拉粉や農薬の飛散を抑制するノズル等を使用するなど、周囲のほ場や作物への農薬の飛散を確実に防ぐ。 また、必要に応じて、散布前に、ほ場の周囲の農薬着に、農薬散布を知らせる。		
④	農薬は必ずかきかかるところで、農薬以外のものと接触しないように保管しておく。 また、別の容器に移し替えない。		
⑤	農薬の使用前には防除器具の洗浄等がないか点検を行う。さらに、強液による適用外作物への農薬使用とならないよう、散布後は散布機や薬液タンク等の防除器具をしっかりと洗浄する。		
2 適切で効果的・効率的な施設【必須】			
①	世界的にも資源の枯渇が懸念されているりんごについても、従来のエコ栽培基準の範囲内で使用するよう努める。		
3 生産情報の記録【必須】			
①	エコ農産物を出荷する前に必ず、栽培記録により協議会から基準内であることの確認を受ける。		
②	農薬及び肥料の購入時には伝票等の記録を残し、購入や在庫、保管状況を把握しておく。		
③	消費者等からの情報開示に対応できるよう、農薬及び肥料の使用状況などの生産情報や出荷状況の記録は3年間残すとともに、栽培計画の作成に役立てる。		
4 安全・安心な食品(エコ農産物)生産【必須】			
①	ほ場内や作業場、水源等の生産施設において、汚染源の可能性があるベトを含む小動物、ネズミ、カラス、イノシシや虫等が入らないよう柵や網を設置する等の対策をとる。 併せて、大腸菌などの病原性物質をはじめとした有害物質等の汚染源がないことを確認する。 作業後は、作業場の清掃を行い清潔に保つ。		
②	ハゼミヤドリ、コンテナ等の収穫器具や、出荷箱、出荷袋については、果に残留ものを使用するともに、作業服のポケットや作業台には作業に関係のないものは置かない。また、作業後に汚染物の数量を確認する。		
③	作業中は作業者の体調確認を行い、感染症が疑われるときは作業に従事しない。 さらに、清潔な手袋の使用や手洗い等、作業者の衛生管理を行う。		
5 認証マークの適切な表示【必須】			
①	認証マークは適正に保管・管理する。 出荷・販売前に、生産ほ場・品種・肥料・農薬等について生産状況確認を受け、その結果、エコ農産物として適正であった農産物のみ認証マークを使用する。認証区分についても、生産状況確認結果を反映した認証マークを使用する。		
6 土づくりの励行【推奨】			
①	堆肥や有機質資材等の施用を積極的に行的に、土づくりを励行する。		
②	ほ場内及び周辺に有害物質(農薬の空容器、オイル缶等)等の汚染源がないことを確認する。		
③	家畜ふん堆肥については、完全に堆肥化されたものを使用する。		
7 環境への配慮【推奨】			
①	温室効果ガスである二酸化炭素の排出を控え、さらに資源を有効利用するため、加温施設においては適正な温度管理を、トラクターや穀類乾燥機などの機械は適切に補修や点検整備を行う。		
②	使用済みプラスチックや空容器等の廃棄物は、適正に処理する。 また、作物残と等の有機物についても、堆肥化など効果的な利用を積極的に進める。		
③	講習会へ積極的に参加し、新たな知見や技術等の情報収集を積極的に行う。		

別紙1-1～別紙2,3 参考様式 [略]

新

様式第5号の1～第6号の3 [略]

様式第7号

<様式7号>
大阪府認証エコ農産物 自己点検シート(大阪簡易GAP)

申請者名:		チェックの 申請時/報告時	
項目			
1 効果的・効率的な防除【必須】			
①	効果的かつ効率的な防除のため、生物農薬の利用やべたがけ等、環境にやさしい防除技術の積極的な利用や、病害虫の発生予測情報を活用する。		
②	農薬を使用するときは、ラベルの使用法を確認し、記載された内容に従って使用する。 (農薬取替法の遵守)		
③	風の強い日には農薬散布を控え、拉粉や農薬の飛散を抑制するノズル等を使用するなど、周囲のほ場や作物への農薬の飛散を確実に防ぐ。 また、必要に応じて、散布前に、ほ場の周囲の農薬着に、農薬散布を知らせる。		
④	農薬は必ずかきかかるところで、農薬以外のものと接触しないように保管しておく。 また、別の容器に移し替えない。		
⑤	農薬の使用前には防除器具の洗浄等がないか点検を行う。さらに、強液による適用外作物への農薬使用とならないよう、散布後は散布機や薬液タンク等の防除器具をしっかりと洗浄する。		
2 適切で効果的・効率的な施設【必須】			
①	世界的にも資源の枯渇が懸念されているりんごについても、従来のエコ栽培基準の範囲内で使用するよう努める。		
3 生産情報の記録【必須】			
①	エコ農産物を出荷する前に必ず、栽培記録により協議会から基準内であることの確認を受ける。		
②	農薬及び肥料の購入時には伝票等の記録を残し、購入や在庫、保管状況を把握しておく。		
③	消費者等からの情報開示に対応できるよう、農薬及び肥料の使用状況などの生産情報や出荷状況の記録は3年間残すとともに、栽培計画の作成に役立てる。		
4 安全・安心な食品(エコ農産物)生産【必須】			
①	ほ場内や作業場、水源等の生産施設において、汚染源の可能性のあるベトを含む小動物、ネズミ、カラス、イノシシや虫等が入らないよう柵や網を設置する等の対策をとる。 併せて、大腸菌などの病原性物質をはじめとした有害物質等の汚染源がないことを確認する。 作業後は、作業場の清掃を行い清潔に保つ。		
②	ハゼミヤドリ、コンテナ等の収穫器具や、出荷箱、出荷袋については、果に残留ものを使用するともに、作業服のポケットや作業台には作業に関係のないものは置かない。また、作業後に汚染物の数量を確認する。		
③	作業中は作業者の体調確認を行い、感染症が疑われるときは作業に従事しない。 さらに、清潔な手袋の使用や手洗い等、作業者の衛生管理を行う。		
5 認証マークの適切な表示【必須】			
①	認証マークは適正に保管・管理する。 出荷・販売前に、生産ほ場・品種・肥料・農薬等について生産状況確認を受け、その結果、エコ農産物として適正であった農産物のみ認証マークを使用する。認証区分についても、生産状況確認結果を反映した認証マークを使用する。		
6 土づくりの励行【推奨】			
①	堆肥や有機質資材等の施用を積極的に行的に、土づくりを励行する。		
②	ほ場内及び周辺に有害物質(農薬の空容器、オイル缶等)等の汚染源がないことを確認する。		
③	家畜ふん堆肥については、完全に堆肥化されたものを使用する。		
7 環境への配慮【推奨】			
①	温室効果ガスである二酸化炭素の排出を控え、さらに資源を有効利用するため、加温施設においては適正な温度管理を、トラクターや穀類乾燥機などの機械は適切に補修や点検整備を行う。		
②	使用済みプラスチックや空容器等の廃棄物は、適正に処理する。 また、作物残と等の有機物についても、堆肥化など効果的な利用を積極的に進める。		
③	講習会へ積極的に参加し、新たな知見や技術等の情報収集を積極的に行う。		

別紙1-1～別紙2,3 参考様式 [略]

旧